

議案第19号

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う関係条例の整理に関する条例
制定の件

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定しようとするものであります。

令和6年9月3日提出

芽室町長 手 島 旭

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う関係条例の整理に関する条例
(芽室町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 芽室町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第7条中「被保険者証又は組合員証及び」を「医療保険各法の規定による電子資格確認等により給付の対象者であることの確認を受け、」に改める。

(芽室町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 芽室町子ども医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第5条中「被保険者証又は組合員証とともに」を「医療保険各法の規定による電子資格確認等により給付の対象者であることの確認を受け、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び令和6年12月2日から実施される健康保険証発行の原則廃止に伴い、関係条例を整理しようとするものであります。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表
(第1条関係)

改正案	現 行
<p>(芽室町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正) (受給者証の提示)</p> <p>第7条 前条の規定により助成の資格の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に<u>医療保険各法の規定による電子資格確認等により給付の対象者であることの確認を受け、</u>受給者証を提示するものとする。</p>	<p>(受給者証の提示)</p> <p>第7条 前条の規定により助成の資格の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に<u>被保険者証又は組合員証及び</u>受給者証を提示するものとする。</p>

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表
(第2条関係)

改正案	現 行
<p>(芽室町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正) (受給者証の提示)</p> <p>第5条 保護者は、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に<u>医療保険各法の規定による電子資格確認等により給付の対象者であることの確認を受け、</u>受給者証を提示するものとする。</p>	<p>(受給者証の提示)</p> <p>第5条 保護者は、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に<u>被保険者証又は組合員証とともに</u>受給者証を提示するものとする。</p>

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表
(附則関係)

改正案	現 行
<u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	